【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

**第三十三条の五**　法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。）及び新優先出資引受権付特定社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

二　法第二条第一項第五号に掲げる有価証券であつて、法第三条に規定する政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券及び新株予約権付社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

三　新株予約権付社債券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券

四　法第二条第一項第八号及び第九号に掲げる有価証券（株券　を除く。）

五　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券

六　法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）又は投資証券等

七　法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

八　法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるもの及び次号に掲げるものを除く。）

九　有価証券信託受益証券（株券、優先出資証券又は前各号若しくは次号から第十五号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。）

十　法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

十一　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（第二条の十一に規定する債券を除く。）で、株券、優先出資証券又は前各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる有価証券の性質を有するもの

十二　法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

十三　法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等（法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。）に該当するものに限り、元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）に係るオプションを表示するもの

十四　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

十五　株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十六　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等に該当するものに限り、元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

**第三十三条の五**　法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。）及び新優先出資引受権付特定社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

二　法第二条第一項第五号に掲げる有価証券であつて、法第三条に規定する政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券及び新株予約権付社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

三　新株予約権付社債券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券

四　法第二条第一項第八号及び第九号に掲げる有価証券（株券　を除く。）

五　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券

六　法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）又は投資証券等

七　法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

八　法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるもの及び次号に掲げるものを除く。）

九　有価証券信託受益証券（株券、優先出資証券又は前各号若しくは次号から第十五号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。）

十　法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

十一　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（第二条の十一に規定する債券を除く。）で、株券、優先出資証券又は前各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる有価証券の性質を有するもの

十二　法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

十三　法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等（法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。）に該当するものに限り、元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）に係るオプションを表示するもの

十四　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

十五　株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十六　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等に該当するものに限り、元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

（改正前）

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

**第三十三条の五**　法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。）及び新優先出資引受権付特定社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、法第三条に規定する政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券及び新株予約権付社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

三　新株予約権付社債券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券

四　法第二条第一項第五号の二から第六号までに掲げる有価証券（株券及び優先出資証券を除く。）

五　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券

六　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）又は投資証券等

七　法第二条第一項第七号の四に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

（八～十　新設）

八　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（第二条の二に規定する債券を除く。）で、株券、優先出資証券又は第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

九　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

十　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第七号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）に係るオプションを表示するもの

十一　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

十二　株券、優先出資証券又は第一号から第九号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十三　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第七号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】

（改正後）

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

**第三十三条の五**　法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。）及び新優先出資引受権付特定社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、法第三条に規定する政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券及び新株予約権付社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

三　新株予約権付社債券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券

四　法第二条第一項第五号の二から第六号までに掲げる有価証券（株券及び優先出資証券を除く。）

五　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券

六　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）又は投資証券等

七　法第二条第一項第七号の四に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

八　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（第二条の二に規定する債券を除く。）で、株券、優先出資証券又は第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

九　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

十　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第七号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）に係るオプションを表示するもの

十一　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

十二　株券、優先出資証券又は第一号から第九号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十三　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第七号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

（改正前）

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

**第三十三条の五**　法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。）及び新優先出資引受権付特定社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、法第三条に規定する政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券及び新株予約権付社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

三　新株予約権付社債券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券

四　法第二条第一項第五号の二から第六号までに掲げる有価証券（株券及び優先出資証券を除く。）

五　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券

六　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）又は投資証券等

七　法第二条第一項第七号の四に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

八　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（第二条に規定する債券を除く。）で、株券、優先出資証券又は第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

九　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

十　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第七号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）に係るオプションを表示するもの

十一　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

十二　株券、優先出資証券又は第一号から第九号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十三　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第七号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

**第三十三条の五**　法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。）及び新優先出資引受権付特定社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、法第三条に規定する政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券及び新株予約権付社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

三　新株予約権付社債券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券

四　法第二条第一項第五号の二から第六号までに掲げる有価証券（株券及び優先出資証券を除く。）

五　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券

六　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）又は投資証券等

七　法第二条第一項第七号の四に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

八　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（第二条に規定する債券を除く。）で、株券、優先出資証券又は第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

九　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

十　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第七号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）に係るオプションを表示するもの

十一　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

十二　株券、優先出資証券又は第一号から第九号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十三　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第七号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

（改正前）

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

**第三十三条の五**　法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。）及び新優先出資引受権付特定社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、法第三条に規定する政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券及び新株予約権付社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

三　新株予約権付社債券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券

四　法第二条第一項第五号の二から第六号までに掲げる有価証券（株券及び優先出資証券を除く。）

五　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券

六　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）又は投資証券等

七　法第二条第一項第七号の四に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

八　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（第二条に規定する債券を除く。）で、株券、優先出資証券又は第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

九　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

十　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第五号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）に係るオプションを表示するもの

十一　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

十二　株券、優先出資証券又は第一号から第九号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十三　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第五号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】

（改正後）

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

**第三十三条の五**　法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。）及び新優先出資引受権付特定社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、法第三条に規定する政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券及び新株予約権付社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

三　新株予約権付社債券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券

四　法第二条第一項第五号の二から第六号までに掲げる有価証券（株券及び優先出資証券を除く。）

五　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券

六　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）又は投資証券等

七　法第二条第一項第七号の四に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

八　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（第二条に規定する債券を除く。）で、株券、優先出資証券又は第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

九　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

十　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第五号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）に係るオプションを表示するもの

十一　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

十二　株券、優先出資証券又は第一号から第九号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十三　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第五号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

（改正前）

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

**第三十三条の五**　法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。）及び新優先出資引受権付特定社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、法第三条に規定する政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券及び新株予約権付社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

三　新株予約権付社債券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券

四　法第二条第一項第五号の二から第六号までに掲げる有価証券（株券及び優先出資証券を除く。）

五　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券

六　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）又は投資証券等

七　法第二条第一項第七号の四に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

八　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（第二条に規定する債券を除く。）で、株券、優先出資証券又は第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

九　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

十　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号に掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）に係るオプションを表示するもの

十一　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

十二　株券、優先出資証券又は第一号から第九号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十三　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

**第三十三条の五**　法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。）及び新優先出資引受権付特定社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、法第三条に規定する政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券及び新株予約権付社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

三　新株予約権付社債券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券

四　法第二条第一項第五号の二から第六号までに掲げる有価証券（株券及び優先出資証券を除く。）

五　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券

六　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）又は投資証券等

七　法第二条第一項第七号の四に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

八　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（第二条に規定する債券を除く。）で、株券、優先出資証券又は第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

九　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

十　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号に掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）に係るオプションを表示するもの

十一　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

十二　株券、優先出資証券又は第一号から第九号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十三　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

（改正前）

（新設）